

令和6年

冬の交通安全県民総ぐるみ運動

期 間

12月1日(日)~12月10日(火)

運動の重点

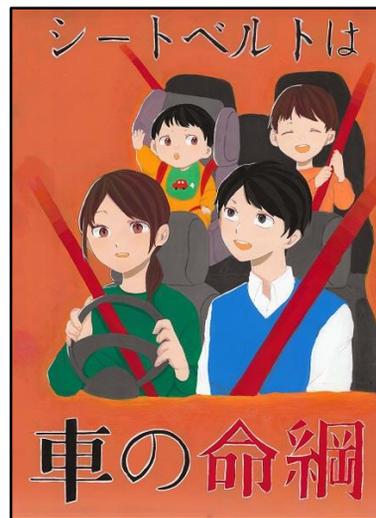
- こどもと高齢者の交通事故防止
- 脇見・ぼんやり運転等の追放
- 飲酒運転の根絶
- 夕暮れ時や夜間の交通事故防止
- 自転車等のヘルメット着用及び自転車保険加入の推進
- 全席シートベルト・チャイルドシートの正しい着用の推進

毎月10日は
「県民交通安全の日」
です！

令和5年度交通安全
ポスターコンクール
入賞作品



中学校の部 金賞
根井 皆美さんの作品



高校・一般の部 佳作
小森 沙菜さんの作品

『冬の交通安全県民総ぐるみ運動フェスタ』のご案内

日時：12月1日(日) 午後2時~午後3時
場所：アミュプラザみやざき アミュひろば
内容：警察音楽隊による演奏会
高校生による書道パフォーマンス
交通安全啓発グッズの配布 等



★ぜひご来場ください★

宮崎県交通安全対策推進本部

<事務局>

宮崎県総合政策部 生活・協働・男女参画課
TEL:0985-26-7054 / FAX:0985-20-2221
E-mail:seikatsu-kyodo-danjo@pref.miyazaki.lg.jp

自転車の危険な運転に 新しく罰則が整備されました



運転中ながらスマホ



スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。

※停止中の操作は対象外

違反者は、

6月以下の懲役又は10万円以下の罰金

交通の危険を生じさせた場合、

1年以下の懲役又は30万円以下の罰金



酒気帯び運転および幫助



自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

違反者は、

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

自転車の提供者は、

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒類の提供者・同乗者は、

2年以下の懲役又は30万円以下の罰金



「運転中ながらスマホ」、「酒気帯び運転」は
自転車運転者講習制度の対象になります。

自転車運転者講習制度

自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反(危険行為)を反復して行った者は講習制度の対象となります。 ※受講命令違反 5万円以下の罰金

危険行為 信号無視、指定場所一時不停止、遮断踏切立入り、安全運転義務違反、通行区分違反 など

重大事故を防ぐため、交通ルールを遵守しましょう。